主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由は、すべて、原審における証拠の取捨事実の認定に関する非難であつて、上告適法の理由とみとめられない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克